

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
2年－11 (2.2.20)	危機管理	原子力発電所事故時の避難計画策定の「事前対策めやす線量」をより低い値に設定するよう求める意見書の提出について ▶陳情理由 原子力発電所から概ね30km圏内の地方自治体では、事故発生時の避難計画作成を国から義務付けられている。 国は、「原子力災害事前対策の策定において参照すべき線量のめやすについて（平成30年10月17日）」の中で、原子力災害発生初期（1週間以内）の緊急時を対象に、被ばく線量の水準として「事前対策めやす線量」を示し、1週間で実効線量100ミリシーベルトとしている。しかし、この線量は、一般公衆にあてはめるには高すぎる値と考えられる。 比較のため、平時の放射線業務従事者の線量限度（実効線量）及び2011年の東京電力福島第一原発事故時の作業員の実効線量をあげると次のとおりである。 ① 放射線業務従事者に係る線量限度と比べると、男性の場合は5年間で実効線量100ミリシーベルトである。 また、女性の場合は、3か月で5ミリシーベルトとされている（電離放射線障害防止規則）。 ② 東京電力福島第一原発事故の報告によると、作業員は事故後19か月間で平均実効線量は約10ミリシーベルトとされている。また、100ミリシーベルトを超える実効線量を受けた作業員は0.7%しかいない（首相官邸「東電福島第一原発事故に関するUNSCEAR報告について」）。 このように、一般公衆の「事前対策めやす線量」を1週間で実効線量100ミリシーベルトとするのは、あまりに高すぎる値であることがわかる。これでは、避難計画の目的である被ばくの低減が十分にできない。一般公衆の中には、放射線	えねみら・とっとり (エネルギーの未来を考える会)	不 採 択 (2.3.24)

本会議(R2. 3. 24)委員長報告 会 議 録 暫 定 版

原子力規制委員会では、被ばくによる重篤な確定的影響を回避または最小化し、確率的影響のリスクを合理的に達成可能な限り低く保つものとして、原子力災害発生1週間以内の被ばく線量の水準として「事前対策めやす線量」を示し、IAEAが定める基準に基づき、実効線量で100ミリシーベルトとしているところです。この値は原子力災害対策の基本的目標として、避難行動などを伴う緊急防護措置に関する水準であり、保守的に低い値を設定することで無理な避難を行う弊害の可能性を低減させ、できる限り被ばく線量を少なくするものであり、はじめから100ミリシーベルトを許容しているものではありません。例えば、30km圏内、UPZの一時移転については、我が国では福島第一原発事故の教訓から、1時間当たり20マイクロシーベルト以内で実施することとしており、これは年間の実効線量20ミリシーベルトに相当し、IAEAの基準の5分の1の設定値となっております。

国では、原子力災害の事前対策に関する防護措置の状況等を踏まえ、適宜、考え方を見直していくとしており、また、県の避難計画でも、できるだけ放射線被ばくを低減するための対策を示していることから、不採択と決定しました。

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

		の影響を受けやすいとされる女性や未来を担う子どもたちも含まれており、その点からも適切とは言えない。 実効性のある避難計画にするために、「事前対策めやす線量」は可能な限り低い値を設定すべきと考える。 ▶陳情事項 鳥取県議会から国に対して、原子力発電所事故時の避難計画策定の「事前対策めやす線量」をより低い値に設定するよう求める意見書を提出すること。		
--	--	---	--	--